

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○令和6年度准看護師試験の実施 (医療政策課)	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始(2件) (〃)	1
<b>高知県公営企業局管理規程</b>	
①高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	2
<b>高知県公安委員会規則</b>	
②高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2

## 告示

**高知県告示第639号**  
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、令和6年度准看護師試験を次のとおり行う。

令和6年10月25日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時及び場所
  - 日時  
令和7年2月13日(木)午後1時30分から
  - 場所  
高知市桟橋通二丁目1番53号 高知県立県民体育館
- 受験願書の提出期間  
令和6年12月2日(月)から同月9日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、令和6年12月9日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書及び添付書類  
受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - 受験願書(県所定の様式によること。)
  - 履歴書(県所定の様式によること。)
  - 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏

面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

- 修業(見込み)証明書又は卒業(見込み)証明書  
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、令和7年3月7日(金)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- 試験手数料 6,900円(受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。)

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者
- 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認めたもの

## 5 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 6 合格発表

令和7年3月13日(木)午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

## 7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和6年11月8日(金)までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

**高知県告示第640号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年10月25日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高知市土佐山高川字コトノ左古2047の31、2047の32
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**高知県告示第641号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年10月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 春野赤岡

- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
香南市吉川町吉原字住吉畠98番地先から香南市吉川町吉原字住吉畠103番5まで	前	9.8 13.5	56
	後	10.1 13.5	56

**高知県告示第642号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年10月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道

- 2 路線名 197号

- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町新土居字渡り上254番1から高岡郡津野町新土居字瀧山251番1まで	43	令和6年10月25日

**高知県告示第643号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係面は、令和6年10月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平橋原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡橋原町大向16番	19	令和6年10月25日

#### 公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月25日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

#### 高知県公営企業局管理規程第9号

##### 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「病理細菌取扱手当」を「病理細菌取扱手当、災害応急作業等手当」に改め、同条第3項中「放射線取扱手当」を「放射線取扱手当、災害応急作業等手当」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

**第12条の2** 異常な自然現象により重大な災害が発生した現場で行う業務で公営企業局長が別に定めるものに従事した職員に対しては、その従事した1日につき1,080円(夜間(日没時から日出時までの間をいう。以下この条において同じ。)において業務に従事した場合にあっては1,620円、著しく危険な区域において業務に従事した場合(夜間の場合を含む。)にあっては2,160円)の災害応急作業等手当を支給する。

#### 附 則

この規程は、令和6年10月25日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、同年1月1日から適用する。

#### 公 安 委 員 会 規 则

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月25日

高知県公安委員会委員長 剱谷 敏久

#### 高知県公安委員会規則第6号

##### 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「タイヤチエン」を「タイヤチェーン」に改め、同条第8号を削り、同条第9号中「聞えない」を「聞こえない」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。